

## 審 議 結 果

会 議 名	第1回川口市交通安全対策協議会
開 催 日 時	令和5年7月26日（水） 午後2時から3時まで
開 催 場 所	第一本庁舎6階 601大会議室
出 席 者 (会長に◎、副会長に○)	別紙会議録に記載
議 題	1. 市内の交通事故状況について 2. 電動キックボードについて 3. 交通安全対策の取り組みについて (1) 歩行者横断注意喚起のためのライトアップ表示板の設置 について (2) 高齢者への交通安全教育の令和4年度実施状況について
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	
傍 聴 人 の 数	0名
会 議 資 料	別紙のとおり
審 議 経 過	別紙会議録のとおり
そ の 他	

会議録

名 称	川口市交通安全対策協議会
日 時	令和5年7月26日(水) 午後2時00分～3時00分
会 場	第一本庁舎6階 601大会議室
出席者	<p>(委 員)◎石原美知子、○中山久仁夫、峯岸ヨシ子、中原栄次、 原島潔、中原誠、竹田茂、平田清武、鶴見文治、山田路子、 小堀貴紀、山本智久</p> <p>(幹 事) 満保利光、北嶋貴之、福田晃三、佐々木良彦、丸山陽一</p> <p>(事務局) 石坂部長、春原課長、清水補佐、山田補佐、矢田主事、 白畑主任</p>
概 要	<p>1 開会</p> <p>(事務局) 令和5年度第1回川口市交通安全対策協議会を開催する。 開会の前に、令和5年5月25日付で武南交通安全協会の中山久仁夫様が、6月20日付で埼玉県道路使用適正化協会川口支部の中原誠様が、6月30日付で道路交通適正化協会武南支部の竹田茂様が、それぞれ団体の会長、支部長に就任され、交通安全対策協議会の委員に委嘱されたので紹介する。</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>(会 長) 委員の皆様には公私共に忙しい中、出席いただき感謝する。 さて、川口市内の今年の1月から6月までの交通事故死亡者数は1人と、昨年の4人から比較すると減少したが、7月にも1件の交通死亡事故が発生した。7月15日～24日まで、夏の交通事故防止運動として、啓発活動を実施したが、引き続きの啓発が必要である。 本年も、川口、武南両警察署、関係各位の協力をいただきながら、市民一丸となって交通安全運動の取り組みをなお一層の連携・協力を保ちながら「交通死亡事故ゼロ」を目指していきたいと考えている。 今年4月から自転車乗用中のヘルメットの着用が努力義務化され、また7月には電動キックボードに関する改正道路交通法が施行された。本日は一部議題にもなっている。当協議会が有意義になるよう、皆様の協力を得ながら、運営していきたい。</p>

### 3 議事

(事務局) 川口市交通安全対策協議会条例第7条により、会長を議長とし議事を進行する。

(議長) まずは副会長の選出を行う。武南交通安全協会会長の佐藤委員が当協議会の副会長となっていたが、新しく中山委員が武南交通安全協会会長として委員となったため、中山委員を副会長に指名する。賛同いただける方は拍手をお願いします。

(委員) 拍手

(議長) 皆様にご賛同いただいたので、当協議会の副会長を中山委員に決定する。

つづいて、議題(1)市内の交通事故状況について、北嶋幹事に説明をお願いします。

(幹事) 令和5年の交通事故状況を説明する。埼玉県内の交通事故死者数は48人で、前年から4人減少。全国でワースト6位である。交通事故死者を年齢別で見ると、65歳以上の高齢者が30人、全体の62.5%を占めている。また全体の16人、33%が歩行者である。

なお、川口市内の交通事故発生状況としては、資料1ページ、人身事故590件、前年比14件増。死者数1人、前年比3人減。負傷者数655人、前年比25人増。死者数については、減少しているが、人身事故件数、負傷者数については若干増加している。また、物件交通事故は4,842件、前年比307件増。

市内の人身事故の特徴としては、第一当事者の法令違反のうち247件が「安全不確認」で全体の41%、105件が「前方不注視」で全体の17%を占め、安全確認の不徹底による事故が多く発生している。

年齢層別の交通事故発生状況については、20代から50代の各年齢層において、それぞれの人数が100人から142人、割合が15%から21%となっている。高齢者については88人で13%と特に高齢者が特出している状況ではない。

状態別の交通事故発生状況については「四輪車」が289人、全体の

44%で最も多い。次いで「自転車」が189人で28.8%となっており、前年より12人減少した。

次に死亡事故については、6月末時点では1件であったが、7月にさらに1件発生しており、本年は2件の発生である。それぞれの発生状況については、1件目は6月17日午前7時台に横断歩道のある交差点でおきた普通乗用車と歩行者の事故であり、歩行者の80代の男性が亡くなっている。2件目は7月5日午後4時台に横断歩道のある交差点でおきた、普通乗用車と歩行者の事故であり、歩行者の50代の男性が亡くなっている。2件とも横断歩道のある交差点であり、事故を防止するためには、運転手は交差点通過時に歩行者の動向に十分注意し、歩行者側は道路を横断する際に車両の動向に十分注意することが必要である。川口市の交通事故発生状況としては以上のとおりである。

川口市を管轄する川口警察署・武南警察署としては悲惨な交通死亡事故を無くすため、交通死亡事故抑止対策の具体的な目標として、チャレンジキープ0と称し、交通死亡事故0日数の継続を目指し、引き続き歩行者優先、及び道路の正しい横断に関する交通ルールの定着化、人身事故多発エリアにおける横断歩行者等妨害違反を中心とした交通指導取り締まり、自転車利用者に対するヘルメットの着用促進の他、交通安全キャンペーン、交通安全教育の推進強化など、皆様のご協力をいただきながら、引き続き積極的に行っていきたいと考えている。皆様方には交通死亡事故の抑止のための対策の趣旨、目的にご賛同を賜り、本日は実りのある会議となるようよろしくお願いいたします。

(議長) 今の説明について、なにか意見、質問はあるか。

(委員) 特になし。

(議長) 議事(2) 電動キックボードについて、北嶋幹事に説明をお願いします。

(幹事) 資料は2ページから5ページ、警察庁が配布しているチラシである。

特定小型原動機付自転車と記載されているが、こうした電動キックボ

ードはいままでも走行していたが、そちらは原動機付自転車に区分されていた。その中で一定の要件を満たすものを、今回新しく特定小型原動機付自転車という区分に指定した。

その要件とは、最高速度が20km/h以下・定格出力が0.6kW以下・車体の大きさは長さが1.9m以下で幅が0.6m以下という基準を全て満たすものが特定小型原動機付自転車となり、この要件を満たさないものは、通常の前動機付自転車となる。

特定小型前動機付自転車は、16歳以上であれば、免許証がなくても乗ることが可能である。15歳以下の者が乗ったり、15歳以下の者に貸与することは幫助として違反となる。

この特定小型前動機付自転車は車道通行が原則であるが、一部自転車道や、歩行者自転車専用の標識のある歩道を走ることができる。しかし歩道を走るときは、さらに一定の基準が設けられている。

公道を走行するときは、車両が保安基準に適合していること、各市町村で交付するナンバープレートを取り付けること、自賠責保険への加入が必要となる。

これらに反した場合は道路交通法の違反であり、保安基準を満たさない車両は一般の前動機付自転車となり、免許証がなければ無免許運転となる。

保安基準については、先ほどあげた項目以外にも「ヘッドライト」「クラクション」「ウインカー」等が必要であり、全てを満たしていなければならない。保安基準を満たしている物に関しては「特定原付・性能等確認済」というシールが貼付される。

続いて主な交通ルールを説明する。①車道通行の原則②右左折のルール、特に右折の際は自転車同様二段階右折をしなければならない③通行を禁止されている道路等を通行してはならない・停止線の直前で一時停止をしなければならない④歩行者の優先があり、違反をした場合は反則切符の対象となり反則金を納めることになる。

年齢制限は先ほど述べたとおりであり、飲酒運転やスマートフォンの使用については違反となる。ヘルメットの未着用については、前動機付自転車は違反となるが、こちらの特定小型前動機付自転車については自転車と同様に着用は努力義務となっている。

都内では頻繁に走っているが、市内ではたまに見かける程度である。

しかし、手軽な乗り物ということで今後増えていく可能性が十分ある。警察としても安全に乗ってもらうために、事前の周知や安全教育、指導、取締りを積極的に行っていきたい。もし皆様が購入される際は、保安基準の確認や、年齢の要件があることを認識していただきたい。

(議長) 今の説明に対して、なにか意見、質問はあるか。

(委員) トラック協同組合としては、自転車ですえ危ないのに不安定なキックボードが走ることはさらに危険だと考えている。個人の意見としては、利用してほしくないくらいである。現在川口市では何台くらい登録されているのか。また高校や大学、専門学校ではどのような対策をしているのか。

(幹事) 登録台数は川口市に確認したところ、現在2台である。学校に対する教育としては、警察ではまだキックボードに関しての安全教育は行っていない。学校への安全教育の際には、自転車のヘルメット着用促進と併せて、電動キックボードに乗る際には交通ルールを守り、安全に乗れるように教育をしていきたい。

(議長) 他に何か質問はあるか。

(委員) 特になし。

(議長) 議事3交通安全対策の取り組みについて(1)歩行者横断注意喚起のためのライトアップ表示板の設置について、北嶋幹事に説明をお願いします。

(幹事) 資料6ページを見ていただきたい。まずライトアップ表示板の県内の設置箇所は、令和4年度末で14箇所であり、まだまだ少ない。整備が始まったのは令和3年度であるため、今後増えていく見込みである。14箇所のうち川口市内は戸塚北小学校の南側に1箇所設置されている。この表示板は、横断しようとする歩行者をセンサーが感知し、15秒間LEDで横断者ありと点滅する。夜間については標識も照らさ

れ目立つものである。

設置にあたり条件があり、そのひとつがソーラーバッテリー使用のため、バッテリーに光があたる場所でなくてはならず、日陰や日の当たらない場所では設置が難しい。また、ただ行き来するだけの人がセンサーに感知されてしまうような場所では効果が発揮されないため、横断待ちをしている人だけにセンサーを当てることができる場所に限られる。小学校の通学路等に重きを置くこともあり、設置場所が限られるのが現状だが、県内の死亡事故をみても横断歩行中が多いため、少しでも多く設置できるよう県警本部へも働きかけをしていきたい。

(議 長) 今の説明に対して、なにか意見、質問はあるか。

(委 員) 川口警察署管内にはないのか。

(幹 事) 今現在はない。今後整備するにあたり条件が合う場所があれば積極的に要望していきたい。しかし、数が増えてくればコストも下がるだろうが、現在は整備コストが一箇所100万程度と高額であるため、増設が難しい状況である。

(議 長) 歩道を通行するときに、足元が光るものとはまた別か。

(幹 事) 別である。それは歩行者を照らすものである。この表示板はドライバーに文字で知らせるものである。

(議 長) 既存の物は人が立つと明るく光り、防犯にもなっている。それも大変効果的と考えるが、それはいくらくらいか？

(幹 事) 値段まではわからないが、ライトアップ表示板よりは安価と考えられる。

(議 長) そちらは何基くらい設置されているのか。

(幹 事) 次回までに確認しておく。

(議長) 他に何か質問等あるか。

(委員) 特になし。

(議長) 夜間の歩行にはこういったものがあると心強い。金額の問題もあると思うが必要な場所には設置されていくことを期待する。他に質問がないようなので、議事3交通安全対策の取り組みについて(2)高齢者への交通安全教育の令和4年度実施状況について事務局に説明をお願いします。

(事務局) 前回・前々回の交通安全対策協議会において、高齢者の交通死亡事故が多いことが協議されたため、今回高齢者への交通安全教育の令和4年度の実施状況についての取り組みを議題にあげた。

川口市交通安全対策課・川口警察署・武南警察署がそれぞれ交通安全教育事業を実施しているので順に説明する。

資料の7ページをご覧いただきたい。川口市の実施状況については、交通安全教室を全年齢層を対象に455回実施し、そのうち高齢者を対象とした教室は3回。募集は通年しており、例年10回～20回実施していたものが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から減少し、令和4年度は3回となった。警察に高齢者を対象とした交通安全教室の実施依頼があった際は、警察から情報提供をいただき、可能であれば合同で実施しているところであるが、学校や保育所等を対象とした交通安全教室も年々依頼が増加し、かなりの回数を実施していることから、依頼が重なり参加できなかったことも回数が少ない原因となっている。実施した交通安全教室であるが、高齢者施設から実施依頼があり、44人が参加した。内容は交通安全に関する講話である。

次に啓発活動としては、年4回の季節ごとの交通安全運動期間において、川口市独自の交通安全壁新聞を発刊している。幼児の保護者を対象とした交通安全親子だより、小学生を対象とした交通安全だより、中学生・高校生を対象とした交通安全ニュース、そして高齢者を対象とした交通安全かわら版の4種類を作成している。今回は資料として、高齢者を対象とした交通安全かわら版の令和4年の秋号・冬号、令和5年の春号・夏号の縮小版を9ページから15ページに載せている。それぞれの



季節にあった内容や、実際にあった交通事故の状況を踏まえて注意喚起等、職員が心をこめて作成し、市内公共施設112か所に掲示し、交通安全知識の高揚を図っている。ある町会から交通安全かわら版がとても良いので、町内会で配るために原稿が欲しいという相談があり、以来毎回原稿をお渡しするようになったこともある。今後も多くの方の目にとまる壁新聞を作成し注意喚起を図っていきたい。

(議長) 続いて、川口警察署満保課長より、説明をお願いします。

(幹事) 川口警察署の実施状況について資料に基づき説明する。川口警察署においては高齢者対象の交通安全教室は38回。参加人数については2,069人。申し込み方法は高齢者施設からの要請や、警察署から声かけをし実施している。実施内容は県内の事故状況や事故にあわない対策について20分程度の講話と、反射材の配布を行っている。

(議長) 続いて、武南警察署北嶋課長より、説明をお願いします。

(幹事) 武南警察署では高齢者対象の交通安全教室は50回。参加人数については1,982人。申し込み方法は高齢者施設からの要請である。実施内容は交通安全講話の他に、高齢者自転車講習を行っている。

また啓発事業として、高齢者施設訪問・高齢者の集い訪問・戸別訪問などを行っている。また暁作戦としてラジオ体操をしている公園を訪れ、講話と反射材の配布等も行っている。また川口警察署と合同で川口薬剤師会協力のもと、薬局に訪れた高齢者にチラシや啓発品を配布している。

(議長) 今の説明に対して、なにか意見、質問はあるか。

(委員) どのような団体に実施しているのか、高齢者施設からの要請というのはどのような施設から、年どれぐらいの申し込みがあるのか、また例年同じ施設からの申し込みなのか。

(幹事) 申し込みは自治会や地域包括支援センターからきている。警察署から地域包括支援センターに連絡して実施をすることもある。実施

回数と同程度の申し込みがあり、毎年同じ時期に同じ施設から依頼がくる。

(委員) 高齢者施設というと、たたら荘に川口市交通安全母の会も行って啓発活動をしたことがあるが、たたら荘から独自に依頼がきたりもするのか。

(幹事) 今日実際たたら荘に行って交通安全教室を実施してきたところである。

(委員) それは申し込みか、それとも警察からの声かけか。

(幹事) 声かけの場合もあるが、基本的には要請に基づく。

(委員) たたら荘については行政の管轄になると思うが、そういった施設を定期的に巡回して交通安全指導をするという考えはあるか。

(事務局) 現状、市での実施は警察に比べると少ないが、議会等でも高齢者に対する交通安全教室をとという意見も出ており、コロナも落ち着いてきたことから、たたら荘やシルバー人材センター、公民館などへ長寿支援課等関係機関と連携を取りながら警察署とも協力して、積極的に取り組んで参りたい。

(委員) 交通安全母の会も協力していければと考えている。

(議長) 高齢者に関する様々な取り組みをされていることがわかった。次回はぜひ幼児や生徒など、高齢者以外を対象とした交通安全教育についてご説明いただきたい。

(事務局) 様々な世代に交通安全教室を実施しているので、次回はそのような内容について議題とさせていただきたい。

(議長) 以上で議事は終了であるが、せっかくの機会でもあるので、意見交換ということで何か意見はあるか。

(副会長) 4月からヘルメットが努力義務となったが、自転車先進国の状況を見ても、遠くへ行くようなサイクリングであればヘルメットを被るのは当たり前だが、日常的にヘルメットを被っているところはそう多くないようである。日本では努力義務になったことで、子どもたちに対してどう教育をすべきか、大人がしていないのにどう指導しているのか教えていただきたい。

(幹事) 児童生徒の命を守るために、自転車の乗車中のヘルメット着用の推奨については、教育委員会も大変重要と認識している。現在中学校において、自転車通学を認めている対象の生徒には、登下校時必ずヘルメットを着用すること、また部活動の移動時、職場体験の移動時など学校教育活動中はヘルメットの着用を義務化しており、100%守られている。今年度は例年に比べ、事故報告件数が多く、昨年度1年間で103件であったものが、1学期終了時点で62件となっており、そのうち自転車事故は44件とその大半が自転車事故である。そういった状況から市立学校長会議、市立教頭会議、また安全教育担当の教員の研修会の場において、学校教育活動以外の放課後、また土日にもヘルメット着用を含めた交通安全指導を徹底するよう指示したところである。また関係各課からの通知文を各学校に配布するとともに、ヘルメットの着用を啓発するチラシ等を、メールで保護者に対しても配布することで、交通安全意識の高揚を図っている。しかしながら、土日や放課後については各家庭、保護者の協力なしでは実現できないため、保護者会等で各学校を通じて啓発に取り組んでいきたいと考えている。

(事務局) 交通安全対策課でも昨年度170回ほど小・中学校で交通安全教室を実施しており、ヘルメットの着用については法改正前から交通安全教室で啓発をしている。ヘルメットの着用というのは自分の命を守るものであり、正しくつけていないと被っていても効果がないということに重きをおいて啓発をしているが、これに関しては引き続き交通安全教室で、行政としてもしっかりと啓発して参りたい。

(議長) 他に何かあるか。

(委員) 中学校長会の方でもそうした状況をふまえ、各学校で指導をした上で、子どもたちにはヘルメットの着用をほぼ義務化している。

本校川口市立高等学校附属中学校も市内全域から生徒が通っている学校であるため、自転車通学を許可する際は「乗車テスト」「免許発行」「当日のヘルメット確認」を徹底して、生徒たちには安全を守るヘルメットの着用の義務化を図っている。しかし、義務化が図られ生徒たちは被ってくれるが、やはりなぜ自分たちだけがヘルメットを被って、大人は被らないのかという声が子供たちの本音として聞こえてくる。そのような状況をふまえて、市として高校生以上の青年や、成人、高齢者、外国の方々の着用に向けた実効性のある施策があれば、教えていただきたい。

(事務局) 自転車乗用中のヘルメット着用が努力義務となったが、着用率は依然と低い状況であると認識している。しかし販売店では店舗の在庫が一時不足するなど、報道の影響などもあり、関心は高まっていると思われる。ヘルメットの着用は自転車に乗る本人の命を守るものであり、ヘルメットを着用する大切さや意識を高めることが、永続的な着用率の向上に効果的であると考え、引き続き啓発活動に重きをおいて取り組んでいるところである。4月以降も春・夏の交通安全運動期間中の街頭啓発活動を実施したが、今後も交通安全教室等での周知・啓発、市内で実施される警察や交通安全団体とのイベントでのヘルメットの着用の啓発に取り組んでいきたい。

(議長) 他に何かあるか。

(副会長) バイクのようにヘルメットを収納できる自転車や、転ばないような軽い自転車を作る等なんらかの工夫を、業界でも考えているとは思いますが、できるだけ早く使用率着用率を高めるために、ヘルメット購入のための助成金を出すことは考えているのか。

(事務局) たしかに、補助制度の実施が購入の促進につながるものであるという認識はしている。しかし一方で、購入しても継続的にしっかり

とした形で着用をしないと効果がないと考えている。そのためまずは、警察等と協力しながら、自転車に乗る方が自分自身の命を守ることにヘルメットが重要だという認識を持ってもらえるよう、春から啓発活動に努めている。購入の補助については、実施している自治体もあることから、県や近隣市の動向を注視しながら、まずは啓発活動に取り組んで参りたいと考えている。

(議 長) 引き続き、よろしくお願ひしたい。他に何かあるか。

(委 員) 本日小学校の校長先生がいらっしゃっているので伺いたい。私どもの団体、交通安全母の会は、小学校などの通学路の危険箇所に「止まれ」と表記されたストップマークを貼って児童に啓発を行っている。市内全域の小学校を対象にしており、現在は三分の一弱の小学校のPTAに協力いただいている。学校側から積極的にPTAに声かけして協力していただきたいところであるが、なかなかすすまない状況にあり、何か問題があるのかと考えている。

(委 員) ストップマークとはアスファルトに貼るものか。

(委 員) そのとおりである。信号のない危険箇所にここで止まるのだとわかるように貼っている。無料では配布できないので、活動内容に理解をしていただいた方に年100円の会費をいただいて作成しているものである。難しい面もあるかとは思ひが、学校に伺ってご説明させていただくことも可能であるので、ご理解いただけるならぜひご協力いただきたい。

(委 員) 本校での状況を確認させていただく。

(議 長) 他に意見等がなければ議事を終了する。

(事務局) 事務局より連絡事項がある。昨年9月に開催した川口市交通安全市民総ぐるみ大会には、たくさんの方にご来場いただき、交通安全意識の高揚を図ったところである。今年度は、9月23日土曜日、秋分の日、昨年度同様、南平文化会館での開催を予定している。後日案内状を送付するのでぜひご臨席いただきたい。

#### 4 閉会

(事務局) 以上で令和5年度第1回川口市交通安全対策協議会を終了する。